

る許可証等を受理すること。

キ 法第9条第12項及び法第66条の規定による報告を受理すること。

第7条第2項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第31号中「遊漁船の届出、届出済証の交付及び報告並びに立入検査に關すること」を「遊漁船業者の登録、報告及び立入検査に關すること」に改め、同項農林部林務課に属する事項（球磨地域振興局に限る。）の項第1号中「同項農林水産部水産課に属する事項の項第5号中「遊漁船の届出、届出済証の交付及び報告並びに立入調査に關すること」を「遊漁船業者の登録、報告及び立入検査に關すること」に改め、同項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第6号ア中「第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」に改め、同号イ中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改め、同項同事項の項第8号ア中「第4条第1項」を「第5条第3項」に、「特定建築主」を「特定建築物の建築をしようとする者及び特定建築物の特定施設の修繕又は模様替をしようとする者」に改め、同号イを削り、同号ウ中「同条第2項」を「同条第1項又は第2項」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第5条第5項」を「第6条第5項」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「第7条」を「第10条」に改め、同号カを同号オとし、同項同事項の項中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) エネルギーの使用の合理化に關する法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務

ア 法第15条の規定に基づく建築主に対する指導及び助言をすること。

イ 法第15条の2第1項の規定に基づく届出及び変更の届出を受理すること。

ウ 法第15条の2第2項の規定に基づく届出に係る事項の変更を指示すること。

エ 法第25条第4項の規定に基づく報告及び立入検査に關すること。

(16) 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律（以下この号において「法」という。）に關する事務

ア 法第10条第1項及び第2項の規定に基づく届出及び変更の届出を受理すること。

イ 法第10条第3項の規定に基づく届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置命令に關すること。

ウ 法第11条の規定に基づく通知を受理すること。

エ 法第14条の規定に基づく分別解体等の実施に關し必要な助言又は勧告をすること。

オ 法第42条第1項の規定に基づく報告の徴収をすること。

カ 法第43条第1項の規定に基づく立入検査をすること。

別表熊本県八代地域振興局土木部の項中

企画調査課	企画調査係 景観建築係	を	企画調査景 観課	
-------	----------------	---	-------------	--

に改め、同表熊本県球磨地域振興局土木部工務課の項中「治水係
下水道係」を「治水下水道係」に

改め、同表熊本県天草地域振興局土木部用地課の項中「第3係」を削る。

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に熊本県八代地域振興局土木部企画調査課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第31号

本庁各部課（総室・室）

各地方出先機関

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県環境立県推進室設置規程（平成12年熊本県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「基本的施策」の次に「並びに有明海及び八代海の再生に係る施策」を加える。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 32 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県総合調整局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県総合調整局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県総合調整局処務規程（平成 14 年熊本県訓令第 39 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 政策調整課の項に次のように加える。

4 総合調整局長室に関すること。			
------------------	--	--	--

附 則
この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 33 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県熊本北部流域下水道事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県熊本北部流域下水道事務所処務規程を廃止する訓令
熊本県熊本北部流域下水道事務所処務規程（昭和 58 年熊本県訓令第 19 号）は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

